

企画提案書作成要領

1 注意事項

(1) 趣旨

本書は、「令和5年度芦屋市総合計画市民意識調査業務委託提案依頼用仕様書」に対する、提案者及び提案する業務の考え方、具体的実現方法の提案を求めるものである。

よって、提案者は企画提案書作成において特段の記載がなくても、本市が示す業務の内容に十分に留意し回答すること。

(2) 企画提案書作成要領

- ① 企画提案書はA4縦両面印刷（長辺綴じ）とする。表紙・目次等を除き20ページ以内（A4用紙10枚）で作成すること。
- ② A4にて記載が困難な部分はA3でも構わないが、A4の大きさに折って綴じこむこと。なお、その場合はA3両面で4ページ分とみなす。
- ③ 作成に当たっては、別紙「評価基準表」の項目順序に従って記載すること。
- ④ 企画提案書には必ずページ番号を付番すること。
- ⑤ 印刷物については、各節ごとにインデックスをつけること。

(3) 企画提案書

「令和5年度芦屋市総合計画市民意識調査業務委託提案方式実施要領」のとおり、別紙「令和5年度芦屋市総合計画市民意識調査業務委託提案依頼用仕様書」及び別紙「評価基準表」に基づき、企画提案書を作成すること。

企画提案書については、1者1提案とすること。

企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めない。

なお、「評価基準表」にある項目に即して、作成すること。

(4) 見積書

見積書作成においては下記に留意すること。

- ① 明細書の項目は、省略せずに内訳金額を記入すること。
一括の金額計上で中身が見えない記載方法としないこと。
- ② 契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積者（提案者）は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- ③ 見積りに際しては、芦屋市財務会計規則、芦屋市契約規則その他関係法令に従うものとするとともに上記提案依頼用仕様書を精読の上、見積書を作成すること。
- ④ 見積書の件名は、「令和5年度芦屋市総合計画市民意識調査業務委託」、宛先は芦屋市長宛とし、封入の上、提出すること。

- ⑤ 見積書の押印については、データファイルで提出（データ提出）の場合は不要とする。書類提出の場合も、2名以上の「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先に記載することで省略可能とする。なお、この場合は、本市担当者より本件責任者及び担当者の在籍を確認するため連絡を行うことがある。

(5) 提出書類

① 提出方法 下記のいずれかの方法

書類提出：下記提出先まで郵送又は持参。（郵送の場合は必着）

電子提出：令和4・5年度芦屋市物件等競争入札参加資格に登録または、参加意思表明書に記載のメールアドレスよりメールに添付

② 紙提出の場合の部数

(ア) 見積書 1部

(イ) 企業評価項目に関する確認書類 1部

(ウ) 企画提案書 10部

または下記の仕様でデータ提出

③ データ提出の場合の注意点

(ア) メール件名は「令和5年度芦屋市総合計画市民意識調査業務委託提案書」などとする。

(イ) ファイル形式はPDFで容量は1ファイル5MB以下とする

(ウ) メールの容量が6MBを超える場合はメール件名に「1/4」のように件数が分かるように枝番をつけ分割して送付すること。

(エ) メール受信画面で提出ファイル名が読み取れるように、添付ファイル名は提出書類名をつけ、見積書、企業評価項目に関する確認書類、企画提案書を個別ファイルとして添付すること。

③ 提出期限 令和5年3月8日（水）午後5時まで

④ 提出先 〒659-8501

兵庫県芦屋市精道町7番6号

芦屋市企画部政策推進課（担当：寺田、西畑）

電話 0797-38-2127

FAX 0797-31-4841

E-mail : seisakusuisin@city.ashiya.lg.jp

(6) 留意事項

提案内容については、本審査のヒアリングにおいて内容を再度確認するものとする。

その際に回答内容に食い違いがある場合は、評価において補正を行う場合がある。

なお、当該提案内容は提案書に提示した予定金額の範囲で提供されるものとし、追加費用は認めない。

2 提案内容

(1) 効果的な分析の手法

(2) 回収率向上（特に若年層）の方策について

今回のアンケート調査の回答方法については、インターネットまたは郵送によるものとし、インターネットによる回答については本市が作成する LoGo フォームを利用する予定であり、Web アンケート回答時、同一人物の重複回答が二重集計とならない方策を提案すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症に関する調査項目について

経済状況や地域活動等市民生活に及ぼした影響が確認できる項目（施策評価を行う際、有効に活用できる項目とする。）を提案すること。

以上